

令和3年6月30日

(公財)日本関税協会大阪支部 事務局長 殿
大阪通関業会 専務理事 殿

大阪税関業務部
管理課長 宮下敬子

「紡織用纖維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品」について

平素は、関税分類に関する多大なご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、紡織用纖維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品（以下、「ヘアゴムと装飾部分から成る製品」）については、過去の一部の事案で不明瞭な分類理由により判断され、分類の不統一が生じていたことから、以下のとおり分類されることとなりました。

「ヘアゴムと装飾部分から成る製品」は、その性状から関税率表第 96.15 項（くし、ヘアスライド、ヘアピン等）には分類されず、装飾部分の材質から同表第 63.07 項（他の紡織用纖維製品）、第 71 類（第 71.13 項（身辺用細貨類）又は第 71.17 項（身辺用模造細貨類））及び毛皮が用いられているものについては、第 43.03 項についても検討のうえ分類する。

なお、当該貨物の分類に関して判断が困難な場合などありましたら、業務部関税鑑査官部門の纖維担当鑑査官（06-6576-3371（代表））までお問い合わせいただきますよう、貴会会員の皆様へ周知方よろしくお願いします。

【参考】

標記貨物に係る分類実績につきましては、税関HP (<http://www.customs.go.jp>) の「輸入貨物の品目分類事例」

- 第 63.07 項 … ヘアゴム (装飾部分が主に紡織用纖維から成るもの)
 - 第 71.17 項 … ヘアゴム (装飾部分が紡織用纖維以外のものから成るもの)
- がそれぞれ掲載されておりますので、ご参照下さい。

✿ ヘアゴム（装飾部分が主に紡織用繊維から成るもの）
第 63.07 項

✿ 貨物概要

紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品

性 状：紡織用繊維で被覆した輪状のゴムひもに、紡織用繊維製のリボン及びプラスチック製のビーズから成る装飾物を取り付けたもの

材 質：（ゴムひも）ゴム（紡織用繊維で被覆したもの）

（装飾部分）織物（ポリエステル 100%）

ビーズ（プラスチック）

用 途：ゴムひもで髪を束ね、髪を飾る



✿ 分類

関税率表第 6307.90 号－2（統計番号 6307.90-029）のその他の紡織用繊維製品

✿ 分類理由

本品は、紡織用繊維で被覆したゴムひもに紡織用繊維の織物製リボン等から成る装飾物を取り付けたものです。本品のように、ゴムひもで髪を束ねる性状の製品については、関税率表第 96.15 項の規定に該当せず、同項には分類されません。

本品の装飾部分に使用されたプラスチック製のビーズは少量であり、単なるトリミング又は附属品（同表解説第 63 類総説（1）参照）と認められることから、本品の分類には影響を及ぼしません。

よって、本品は、同表第 63.07 項の規定並びに、同表解説第 63 類総説（1）及び同表解説第 63.07 項の記載により、その他の紡織用繊維製品として上記のとおり分類されます。

なお、本品は、同表第 71 類注 3（g）の規定により、同表第 71 類には分類されません。

◆ ◆ ◆

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）

✿ ヘアゴム（装飾部分が紡織用纖維以外のものから成るもの）
第 71.17 項

✿ 貨物概要

紡織用纖維で被覆した輪状のゴムひもと装飾部分から成る髪用装飾品

性 状：紡織用纖維で被覆した輪状のゴムひもに取付具を用いて
装飾物を取り付けたもの

材 質：(ゴムひも)ゴム（紡織用纖維で被覆したもの）

(装飾部分)模造貴石—プラスチック

台座—卑金属（金めっき）

(取付具)卑金属（金めっき）

用 途：ゴムひもで髪を束ね、髪を飾る



✿ 分類

関税率表第 7117.90 号（統計番号 7117.90-024）のその他の身辺用模造細貨類

✿ 分類理由

本品は、紡織用纖維で被覆したゴムひもに取付具を用いてプラスチック及び金めっきが施された卑金属から成る装飾物を取り付けたものです。本品のように、ゴムひもで髪を束ねる性状の製品については、関税率表第 96.15 項の規定に該当せず、同項には分類されません。

また、本品に使用された紡織用纖維以外の材料（プラスチック及び卑金属）から成る装飾部分及び取付具は、単なるトリミング又は附属品以上の構成を成している（同表解説第 63 類総説（1）参照）と認められることから、本品は紡織用纖維製品として同表第 63 類（第 63.07 項）には分類されません。

よって、本品は、同表第 71.17 項の規定及び同表解説第 71.17 項の記載により、身辺用模造細貨類として上記のとおり分類されます。

♠ ♠ ♠

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる

ことがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)